

兵庫県公報

平成21年12月15日 火曜日 第 2142 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 換地処分に伴う尼崎市の区域内における町の区域変更（市町振興課）	1
○ 被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	3
○ 保安林の指定の解除予定（豊かな森づくり課）	5
○ 保安林の指定の予定通知（同）	5
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	6
○ 同 上（同）	13
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	14
○ 同 上（同）	14
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	14
○ 道路の区域の変更、供用開始等（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 景観影響評価書及び再審査意見書の縦覧（都市政策課）	16
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（地域協働課）	16
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	18
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	19
○ 平成22年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修受講生の募集（公園緑地課）	19
病院局告示	
○ 料金の収納事務の委託	20
選挙管理委員会告示	
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	21
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	21

告 示

兵庫県告示第1232号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業の実施による換地処分に伴い、尼崎市の区域内において、次のとおり、町の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、尼崎市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成21年12月15日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前		変 更 後
町	地 番	町
潮江5丁目	20の1の一部 20の2の一部 21から27まで 28の一部 29の一部 30から34まで 35の一部 36から38まで 39の一部 41の3の一部 41の7の一部 43の1の一部 43の2の一部 51から53までの各一部 59の一部 60の2の一部 60の3の一部	潮江1丁目

	46の4の一部 46の5の一部 90の一部 103の5の一部 104の一部 105の一部 106 107の一部 108の一部 537の一部 537の1	潮江4丁目
潮江4丁目	97の一部 98の一部 99 100 101から103までの各一部 104 107の一部	潮江5丁目
潮江5丁目	325から327までの各一部 328の3 328の4の一部 西長洲字法師39の3の一部	久々知西町1丁目
上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。		

備考 地番は、平成21年8月13日現在の地番である。



兵庫県告示第1233号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成21年12月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
心療内科・精神科 ひつじ診療所	服部 晴起	神戸市東灘区岡本1-12-14 岡本T+Tビル3階	平成21年11月16日
医療法人社団 大智会 市橋クリニック 介護老人保健施設 アトレユーおざき	医療法人社団 大智会 市橋クリニック 理事長 市橋 大	同 市同 区魚崎南町3-7-18	同 年10月1日
ユーアイ薬局	株式会社 ユーアイ 代表取締役 福留 正枝	同 市灘区八幡町2-8-7-1階	平成18年7月27日
ダイヤ和田岬薬局	株式会社 ウィーズ 代表取締役 水村 卓司	同 市兵庫区和田宮通5-1-13	平成21年9月1日
井上クリニック	井上 真也	同 市須磨区北落合4-5 名谷北センター内B棟	同 月24日
カノミ歯科医院	医療法人社団 カノミ歯科医院 理事長 香西 雅通	姫路市林田町新町1210-3	平成21年11月1日
ひめ薬局	有限会社 青山歯科商店 代表取締役 青山 常人	同 市飾磨区矢倉町1-69-3	同 月20日
キノシタヤ薬局 林田店	株式会社 木下屋薬局 代表取締役 山本 恭之	同 市林田町林田50-1-2	平成21年12月1日
さくら薬局 尼崎東園田店	クラフト株式会社 代表取締役 大塚 吉史	尼崎市東園田町4-96-6 Sビルディング1F	同 年11月1日
さくら薬局 尼崎宮内店	同 上	同 市宮内町1-7-16	同
ファルコはやぶさ薬局 塚口店	株式会社ファルコクリニカルプラン 代表取締役 森 正彦	同 市塚口町1-18-19	同
吉田薬局 立花店	有限会社 弘吉 代表取締役 吉田 昌弘	同 市七松町1-3-1-213号	同
内橋内科医院	内橋 正仁	西宮市山口町下山口4-14-25	同
医療法人社団 山口歯科診療所	医療法人社団 山口歯科診療所 理事長 山口 真一郎	同 市田中町3-1 エイヴィスプラザ203	平成21年4月1日

ケンコー薬局	北村 皖司	同 市産所町8-20	同 年11月1日
苦楽園ハーベスト薬局	株式会社 ハーベスト 代表取締役 増永 貞子	同 市樋之池町6-53	同
さくら薬局 西宮高松店	クラフト株式会社 代表取締役 大塚 吉史	同 市高松町4-8 プレラにしのみや 105-2	同
すみれ薬局 甲子園口駅前店	有限会社 メディカメント 代表取締役 役重 昌広	同 市甲子園口2-3-2	同
にしわき消化器内科・外科クリニック	西脇 学	芦屋市浜町9-9	同
チトセ薬局 芦屋店	いぶきファーマシー株式会社 代表取締役 篠原 弘行	同 市東山町15-12-1 F	平成21年9月1日
兵庫県立加古川医療センター	兵庫県知事 井戸 敏三	加古川市神野町神野203	同 年11月1日
かもめドライブスルー薬局	トライアドウエスト株式会社 代表取締役 野澤 充	同 市神野町神野183-4	同
わかば薬局	S&H株式会社 代表取締役 晋川 一美	宝塚市中山寺1-15-4	同
エルム薬局 川西店	笹田 真紀子	川西市多田桜木1-8-27	同
ミヤケ薬局	有限会社 ハートフルケア 代表取締役 三宅 圭一	同 市出在家町1-6	平成21年12月1日
小野ひまわり調剤薬局	有限会社 神野調剤薬局 代表取締役 西尾 寛	小野市中町327-1	同 年11月4日
プリエ調剤薬局	メグコーポレート株式会社 代表取締役 松山 恵美子	加古郡播磨町北本荘7-1-15	同 年12月1日



兵庫県告示第1234号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成21年12月15日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 神戸市小寺土地改良区

退任役員

役員区分	氏名	住所
理事	金 月 榮	神戸市西区伊川谷町小寺392番地の1
同	清 水 寛 二	同 市同区伊川谷町小寺362番地
同	金 月 薫	同 市同区伊川谷町小寺216番地
同	金 月 明	同 市同区伊川谷町小寺200番地
同	金 月 繁 範	同 市同区伊川谷町小寺317番地の1
同	金 月 隆 尚	同 市同区伊川谷町小寺213番地
同	清 水 啓 文	同 市同区伊川谷町小寺238番地
監事	金 月 賢 司	同 市同区伊川谷町小寺251番地
同	定 連 征 夫	同 市同区伊川谷町小寺286番地

就任役員

役員区分	氏名	住所
理事	金 月 榮	神戸市西区伊川谷町小寺392番地の1
同	清 水 寛 二	同 市同区伊川谷町小寺362番地
同	金 月 薫	同 市同区伊川谷町小寺216番地
同	金 月 明	同 市同区伊川谷町小寺200番地
同	金 月 繁 範	同 市同区伊川谷町小寺317番地の1

同	金 月 隆 尚	同	市同区伊川谷町小寺213番地
同	清 水 啓 文	同	市同区伊川谷町小寺238番地
監 事	金 月 賢 司	同	市同区伊川谷町小寺251番地
同	定 連 征 夫	同	市同区伊川谷町小寺286番地

2 奥野村土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	婦 木 幸 雄	丹波市春日町野村538番地
同	婦 木 和 博	同 市春日町野村639番地
同	大 槻 邦 廣	同 市春日町野村677番地 3
同	婦 木 康 一	同 市春日町野村511番地
同	古 寺 修 二	同 市春日町野村635番地
同	婦 木 良 晴	同 市春日町野村346番地
監 事	婦 木 俊 明	同 市春日町野村298番地 2
同	青 木 悟	同 市春日町野村867番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	婦 木 和 博	丹波市春日町野村639番地
同	婦 木 良 弘	同 市春日町野村675番地
同	婦 木 康 一	同 市春日町野村511番地
同	婦 木 良 晴	同 市春日町野村346番地
同	古 寺 修 二	同 市春日町野村635番地
同	婦 木 悟	同 市春日町野村508番地
監 事	婦 木 俊 明	同 市春日町野村298番地 2
同	青 木 悟	同 市春日町野村867番地

3 倭文土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	杉 本 勝 司	南あわじ市倭文流240番地
同	三 明 稔	同 市倭文流135番地
同	嶋 田 武 司	同 市倭文流140番地
同	石 橋 正 雄	同 市倭文流290番地 5
同	中 田 正 治	同 市倭文流215番地 1
同	河 井 努	同 市倭文流192番地
同	倉 本 幸 彦	同 市倭文流144番地
同	当 村 雅 美	同 市倭文流129番地
同	斉 藤 真 之	同 市倭文流158番地
同	小 石 雅 寛	同 市倭文流 8 番地 1
同	松 下 守 男	同 市榎列山所1420番地 1
同	藤 原 久 夫	同 市倭文高301番地
同	的 場 安 正	同 市倭文高145番地
同	小 西 正 文	同 市倭文高137番地
同	船 越 修 治	同 市倭文高245番地
同	小 西 保 吉	同 市倭文高321番地
同	船 越 宏 明	同 市倭文高334番地 1
同	居 内 義 和	同 市倭文高306番地 2
同	村 瀬 祐 一	同 市倭文高278番地
監 事	斉 藤 儀 喜	同 市倭文流111番地 1
同	船 越 治 男	同 市倭文高282番地 1
同	菱 池 正 幸	同 市倭文高325番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	齊 藤 良 樹	南あわじ市倭文流150番地 2
同	武 田 茂	同 市倭文流249番地
同	坂 本 頼 保	同 市倭文流383番地
同	南 佳 宏	同 市倭文流209番地
同	南 宏 明	同 市倭文流212番地
同	倉 本 幸 彦	同 市倭文流144番地
同	中 永 好 宏	同 市倭文流139番地 2
同	三 明 正 典	同 市倭文流134番地
同	端 智 彦	同 市倭文流115番地
同	小 石 雅 寛	同 市倭文流 8 番地 1
同	松 下 守 男	同 市榎列山所1420番地 1
同	藤 原 久 夫	同 市倭文高301番地
同	的 場 安 正	同 市倭文高145番地
同	小 西 正 文	同 市倭文高137番地
同	船 越 修 治	同 市倭文高245番地
同	小 西 保 吉	同 市倭文高321番地
同	船 越 宏 明	同 市倭文高334番地 1
同	居 内 義 和	同 市倭文高306番地 2
同	村 瀬 祐 一	同 市倭文高278番地
監 事	長 手 松 男	同 市倭文流110番地 4
同	船 越 治 男	同 市倭文高282番地 1
同	菱 池 正 幸	同 市倭文高325番地



兵庫県告示第1235号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成21年12月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
姫路市飾東町清住字宮山下350の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
〔次の図〕は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民局姫路農林水産振興事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1236号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年12月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
姫路市安富町末広字片添573の1（次の図に示す部分に限る。）、574の1、589、596、596の1、字菅ヶ谷600の2から600の4まで、600の6、600の7、600の9から600の12まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、600の13、600の19から600の21まで、600の24、600の25
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字片添573の1、574の1、596、596の1、字菅ヶ谷600の3・600の4・600の6・600の7・600の9・600の10・600の12（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民局姫路農林水産振興事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1237号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年12月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

住友電気工業株式会社伊丹製作所

伊丹市昆陽北1丁目1番1号

所長 柴 田 敏 夫

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

住友電気工業株式会社伊丹製作所

伊丹市昆陽北1丁目1番1号

(3) 特定施設に関する事項

種 類	63号イ 焼入れ施設		63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 1)		
能 力	アルミ合金60kg/時		18m ³ /分		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既 設		同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既 設		同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許 可 後		同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		同 左		
使用時間の季節的変動の概要	な し		同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6	7~8	8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	5以下	5	50以下	100
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	50以下	100
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	5以下	5	50以下	100
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	8.4以下	8.4	—	—
	りん含有量 (単位 mg/L)	0.05以下	0.05	—	—
	シ ア ン 化 合 物 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	砒素及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	ふつ素及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	—	—	2以下	3
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	0	1.5	0.04	0.04	

備考 下水道接続のため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

63号ホ 塵ガス洗淨施設 (No. 2)		63号ホ 塵ガス洗淨施設 (No. 3)		63号ホ 塵ガス洗淨施設 (No. 4)		63号ホ 塵ガス洗淨施設 (No. 5)	
同 左		20m ³ /分		150m ³ /分		104m ³ /分	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
7～9	10～13	2～3	2	7～9	9	3～5	3
30以下	30	30以下	40	10以下	10	30以下	40
30以下	30	30以下	40	120以下	120	30以下	40
20以下	20	20以下	50	100以下	100	20以下	50
—	—	—	—	30以下	30	30以下	30
—	—	—	—	—	—	—	—
1以下	1以下	1以下	3以下	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
1以下	1	1以下	1	1以下	1	1以下	1
0	0.005	0	0.25	0.7	0.7	0	1.7

63号ホ 塵ガス洗淨施設 (No. 6)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 1)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 2)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 3)	
59m ³ /分		切削工具75kg/日		セラミックス基板60kg/日		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
5～7	5～7	5～8	5	2～3	2	3～9	3
30以下	40	10以下	10	50以下	100	50以下	100
30以下	40	10以下	10	50以下	100	50以下	100
20以下	50	20以下	20	50以下	100	50以下	100
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
1以下	1	2以下	2	2以下	3	2以下	3
0	1.4	29	29	3	6.03	5	9.02

65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 4)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 5)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 6)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 7)	
ダイヤモンド製品 3,000ct/日		超硬合金100kg/日		炉冶具15kg/月		ガリウム金属材料30kg/日	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		8時30分～20時30分 12時間		9時30分～10時30分 1時間		24時間連続	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
1～3	1	4～7	4	6.5～8.5	4～5	12～14	14
10以下	10	15	20	30以下	30	10以下	10
120以下	120	15	20	30以下	30	120以下	120
100以下	100	10	30	20以下	20	100以下	100
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	1以下	1	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
1以下	1	1	1.5	1以下	1	1以下	1
0.0002	0.0002	5	5	0.001	0.005	0.01	0.01

65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 8～No. 10)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 11)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 12)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 13)	
ガリウム金属材料30kg／日／基		ガリウム金属材料10kg／日		同 左		半導体材料10枚／月	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		8時30分～20時30分 12時間	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
12～14	14	12～14	14	11～12	12	4～13	4～13
10以下	10	10以下	10	10以下	10	300以下	300
120以下	120	120以下	120	120以下	120	300以下	300
100以下	100	100以下	100	100以下	100	300以下	300
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	1以下	1	5,000以下	5,000
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
1以下	1	1以下	1	1以下	1	2以下	2
0.02／基	0.02／基	0.02	0.02	0.02	0.02	0.002	0.002

65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 14)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 15)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 16)	
半導体材料0.5枚/月		炉冶具25kg/月		金属材料30kg/日	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
24時間連続		8時30分～20時30分 12時間		24時間連続	
同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大
2～3	2	3～8	3	9～11	11
10以下	10	300以下	300	75以下	75
120以下	120	300以下	300	35以下	35
100以下	100	300以下	300	130以下	130
30以下	30	2,800以下	2,800	—	—
—	—	10,000以下	10,000	—	—
—	—	—	—	—	—
5以下	5	—	—	—	—
—	—	4,000以下	4,000	—	—
1以下	1	2以下	2	1以下	1
0.002	0.002	0.15	0.15	0.22	0.28

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成21年12月15日から平成22年1月5日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び伊丹市市民部環境保全課



兵庫県告示第1238号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年12月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社カネカ高砂工業所
高砂市高砂町宮前町1番8号
取締役常務執行役員高砂工業所長 叶 敏 次
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社カネカ高砂工業所
高砂市高砂町宮前町1番8号
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	33号イ 縮合反応施設	
能	力	340L/バッチ	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後2箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時~22時 14時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	5~6	4~7
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	360以下	360
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	2,000以下	2,000
	窒素含有量 (単位 mg/L)	2以下	2
	りん含有量 (単位 mg/L)	0.1以下	0.1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	0	0
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		0.5以下	0.5

備考 既設特定施設の使用方法を変更するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成21年12月15日から平成22年1月5日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第1239号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成21年12月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類
公共測量（3級基準点測量 4点）
- (2) 作業期間
平成21年12月1日から平成22年3月19日まで
- (3) 作業地域
神戸市中央区神戸港地方字桜ヶ谷地区
- 2 (1) 作業種類
公共測量（3級基準点測量 6点）
- (2) 作業期間
平成21年12月1日から平成22年3月19日まで
- (3) 作業地域
神戸市中央区神戸港地方字口一里山地区



兵庫県告示第1240号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成21年12月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類
公共測量（4級基準点計画図作成）
- (2) 作業期間
平成21年11月25日から同年12月28日まで
- (3) 作業地域
尼崎市大物町1丁目
- 2 (1) 作業種類
公共測量（4級基準点計画図作成）
- (2) 作業期間
平成21年11月27日から平成22年1月20日まで
- (3) 作業区域
尼崎市開明町2丁目ほか



兵庫県告示第1241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年12月15日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年12月15日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年12月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 富島久留麻線	淡路市久留麻字下大歳791番2から 同 市久留麻字石田1225番2まで	旧	5.0から 11.0まで	368.0	
		新	6.0から 14.0まで	368.0	



兵庫県告示第1242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年12月15日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成21年12月15日から2週間、阪神南県民局西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年12月15日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 大沢西宮線	西宮市若松町31番4から 同 市寿町25番3まで	旧	19.0から 39.0まで	133.0	
		新	20.0から 39.0まで	133.0	



兵庫県告示第1243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年12月18日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成21年12月15日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年12月15日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 神戸加東線	三木市志染町大谷字西谷165番1から 同 市細川町垂穂字槇山897番1まで	旧	12.0から 29.0まで	591.0	
		新	12.0から 29.0まで 17.0から 87.0まで	591.0 443.0	



兵庫県告示第1244号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の8第1項の規定による景観影響評価書の提出があったので、条例第27条の8の2第1項の規定により、再審査意見書を作成した。

ついては、この景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しを条例第27条の9第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成21年12月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 名称 有限会社オーパス・ワン
 代表者の氏名 金 山 照 子
 住所 神戸市須磨区一ノ谷町二丁目5-21
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 西脇スタジアム
 所在地 西脇市和布町字出嶋170-4
- 3 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築第2課
 縦覧期間 平成21年12月15日から同月28日まで

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成21年12月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 申請のあった年月日 平成21年11月30日
 (2) 特定非営利活動法人の名称等
 ア 名称 特定非営利活動法人放課後遊ぼう会
 イ 代表者の氏名 足 立 典 子
 ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市仁川台116番地
 エ 定款に記載された目的
 この法人は、宝塚市内の子どもたちに対して、豊かな放課後づくりに関する事業を行い、子どもの福祉の増進と誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
- 2 (1) 申請のあった年月日 平成21年11月30日
 (2) 特定非営利活動法人の名称等
 ア 名称 特定非営利活動法人M i n t
 イ 代表者の氏名 村 上 静 代
 ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市荒牧2丁目11番5号
 エ 定款に記載された目的
 この法人は、高齢者に対して、フラワーレッスンを中心としたカルチャーサービス事業等を実施することにより、孤立しがちな高齢者の生きがいと人々とのつながりを大切にした明るい地域社会づくりに寄与することを目的とする。
- 3 (1) 申請のあった年月日 平成21年11月30日
 (2) 特定非営利活動法人の名称等
 ア 名称 特定非営利活動法人ゆーあい
 イ 代表者の氏名 徳 永 栄 子

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市桜谷町2丁目7番第二ハイム桜谷203号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、生活支援及び社会参加の促進に関する事業を行い、障害者及び高齢者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請のあった年月日 平成21年11月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人淡路島まちづくり推進協会

イ 代表者の氏名 岡 本 治 樹

ウ 主たる事務所の所在地 洲本市宇原2095番地10 あげぼのハイツ202号

エ 定款に記載された目的

この法人は、洲本市及び周辺住民が、地域に根ざした健康で明るい生活を送ることができるコミュニティの創造を図ること及び地域スポーツの振興や子どもの健全育成に関する事業を行い、当該地域住民のネットワークを広げ、市民主体のまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請のあった年月日 平成21年11月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人暮らし支援センターかしのき

イ 代表者の氏名 岩 本 四十二

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市打越魚ヶ鼻24番地34

エ 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者、発達障害者に対して共同生活を通じてその人らしい「暮らし」の支援に関する事業を行い、地域社会及び働きの方での生活力を高め、その人にとってより良い人生が実感でき、なおかつ、生涯の生活の場として利用可能な支援を行うことにより、生きがいのある暮らしの構築に寄与することを目的とする。

6 (1) 申請のあった年月日 平成21年11月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人すみよいくらしサポート

イ 代表者の氏名 山 川 英 記

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市北区ひよどり台2丁目31番地の18

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して生活環境面から支援する事業並びに子どもたちに対して物づくりの楽しさを知ることに関する事業を行い、高齢者にとって快適であり子どもたちが力強く育っていける地域づくりに寄与することを目的とする。

7 (1) 申請のあった年月日 平成21年11月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ハーモニー福祉会

イ 代表者の氏名 神 頭 成 禎

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市東延末2丁目107番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して生活支援、地域社会との交流及び生きがいづくりに関する事業を行い、生きがいのある生活環境づくりとすべての人が心豊かに安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

8 (1) 申請のあった年月日 平成21年11月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人兵庫有害鳥獣捕獲六甲会

イ 代表者の氏名 後 藤 安 孝

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市北区大沢町日西原854番地

エ 定款に記載された目的

本会は、自然の野生鳥獣の生態系を維持し、農林業被害の早急な軽減、生息地域拡大の抑制、森林、生態系の保全を目指して、有害鳥獣捕獲事業を行い、人間社会と動物がともに生きる生活環境の改善を

地域社会に広め、広く公益に寄与することを目的とする。

9(1) 申請のあった年月日 平成21年11月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人あなたと健康を支える会こうべ

イ 代表者の氏名 西 影 裕 文

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市垂水区千鳥が丘3丁目19番9号

エ 定款に記載された目的

この法人は、糖尿病患者、腎臓病患者をはじめ、その他多数の慢性疾患の患者とその家族、患者の介護に携わる方に対して、糖尿病など各病態別メニューの研究開発と提案、食事会開催、慢性疾患に関する情報提供と教育講座開催、糖尿病患者や高齢者のこころと体の健康維持推進に関する事業を行い、療養生活の質の向上や生活習慣病予防、介護予防等、地域社会全体の健康増進に寄与することを目的とする。

10(1) 申請のあった年月日 平成21年11月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人男女共同参画さぼろ K O B E

イ 代表者の氏名 小 林 清 美

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市垂水区大町2丁目6番A-309号

エ 定款に記載された目的

この法人は、神戸市及びその周辺に居住あるいは働く人達に対して、男女共同参画社会の推進に関する事業を行い、すべての人の人権が尊重され、性別にとらわれず、その個性と能力を發揮できる社会の実現に寄与することを目的とする。

~~~~~

#### 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成21年12月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1(1) 申請のあった年月日 平成21年11月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ヤンヤンのおうち

イ 代表者の氏名 李 義 明

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市北区筑紫が丘3丁目7番地の6

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害ある人に対して、社会参加の促進・支援に関する事業を行い、共生社会実現に寄与することを目的とする。

2(1) 申請のあった年月日 平成21年11月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人神戸アスリートタウンクラブ

イ 代表者の氏名 野 澤 太一郎

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区三宮町2丁目11番1-611センタープラザ西館6階

エ 定款に記載された目的

この法人は、市民一人一人が、自らの健康に関心を持ち、身体のことを知り、自分の健康を自分でつくり出すことができるようなまちづくりをすすめていく「神戸アスリートタウン構想」のもと、各種スポーツ関連セミナー、スポーツクラブの運営及びスポーツボランティアの育成事業などを通じ、官民一体となって、この構想を実現し、年齢・性別を問わず、すべての市民が明るく、健康で暮らすことができるまちづくりの構築に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請のあった年月日 平成21年11月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人うえるねす・コア21

イ 代表者の氏名 山 中 陽 一

ウ 主たる事務所の所在地 明石市大久保町八木字家ノ北654番 1

エ 定款に記載された目的

この法人は、子どもから高齢者までのすべての人々に対して、定期的な体力測定・世代に応じた運動の実践と継続・ウォーキングの普及奨励を支援する事業、及びこれらの指導者の養成に関する事業を行い、健康増進と地域の福祉に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請のあった年月日 平成21年11月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人愛ランド

イ 代表者の氏名 武 内 美 佳

ウ 主たる事務所の所在地 たつの市新宮町中野庄80番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者、女性在宅ワーカーに対して、情報化社会に対応した知識及び技術の習得や交流会運営を支援する事業を行い、福祉の増進と男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成21年12月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加西市笹倉町字川ノ上352番 2、353番 1、353番 4、354番 1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

東京都千代田区二番町 8 番地 8

株式会社セブン－イレブン・ジャパン 代表取締役 井 阪 隆 一

3 許可年月日及び許可番号

平成21年11月27日

兵庫県指令北播（加土）（建）第 1－5－2 号（21加西）



**平成22年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修受講生の募集**

兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則（平成10年兵庫県規則第69号）第3条第1項の規定により、平成22年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修の受講生を次のとおり募集する。

平成21年12月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 研修内容

園芸療法に関する研修

2 募集人員

若干名

3 修業年限

1 年

4 試験期日

平成22年 2 月13日（土）

5 試験場所

淡路市野島常盤954－ 2

県立淡路景観園芸学校

## 6 試験科目

- (1) 書類審査（出願時提出書類による。）
- (2) 個人面接・口頭試問

## 7 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 医療・福祉関連の国家資格（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、救急救命士、薬剤師、はり師、きゅう師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士）を有する者
- (2) 園芸・造園関連の短期大学、専門学校、大学校を卒業した者及び平成22年3月卒業見込みの者
- (3) 大学を卒業した者及び平成22年3月卒業見込みの者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者及び平成22年3月31日までに授与される見込みの者
- (5) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者若しくは平成22年3月までに修了見込みの者又はこれらに準ずる者
- (6) 昭和28年文部省告示第5号により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) その他園芸療法課程の教育を受けることができる水準以上の能力があると県立淡路景観園芸学校において認められた者

## 8 出願手続

## (1) 出願書類

- ア 受講願書
- イ 自己紹介文
- ウ 実務経験書

## (2) 出願書類の配布

県立淡路景観園芸学校及び兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課において配布する。

なお、出願書類を県立淡路景観園芸学校へ郵便で請求することができる。この場合は、封筒の表に「園芸療法課程受講生募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（住所、氏名及び郵便番号を明記し、切手240円を貼付した角形2号の封筒）を同封すること。

## (3) 受付期間

平成22年1月25日（月）から同年2月8日（月）まで

なお、郵送の場合は、簡易書留速達とし、平成22年2月8日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

## (4) 提出先

〒656-1726 淡路市野島常盤954-2  
県立淡路景観園芸学校

## 9 合格発表

## (1) 発表日

平成22年2月23日（火）

## (2) 発表方法等

受験者全員に郵便により通知するとともに、合格発表日の午後1時以降、県立淡路景観園芸学校及び兵庫県庁第1号館1階南側渡り廊下に合格者の受験番号を掲示する。

また、県立淡路景観園芸学校ホームページに合格者の受験番号を掲載する。

## 10 受験についての問い合わせ先

県立淡路景観園芸学校  
電話番号（0799）82-3131

## 病 院 局 告 示

## 兵庫県病院局告示第20号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。  
平成21年12月15日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

- 1 委託した事務の範囲  
県立加古川医療センターの医事課窓口における料金収納事務
- 2 委託した相手方の住所及び氏名  
東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地  
株式会社ニチイ学館
- 3 委託の期間  
平成21年11月1日から平成22年3月31日まで

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第121号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成21年12月15日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村上寿浩

|                                                           |         |
|-----------------------------------------------------------|---------|
| 選挙権を有する者の総数の50分の1の数                                       | 91,037  |
| 選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 | 825,306 |



兵庫県選挙管理委員会告示第122号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成21年12月15日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村上寿浩

| (選挙区名) | 〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕 |
|--------|------------------------------|
| 神戸市東灘区 | 55,310                       |
| 神戸市灘区  | 34,814                       |
| 神戸市中央区 | 32,304                       |
| 神戸市兵庫区 | 30,642                       |
| 神戸市北区  | 61,342                       |
| 神戸市長田区 | 27,739                       |
| 神戸市須磨区 | 46,167                       |
| 神戸市垂水区 | 61,001                       |
| 神戸市西区  | 65,603                       |
| 姫路市    | 133,871                      |
| 尼崎市    | 127,627                      |
| 明石市    | 79,226                       |
| 西宮市    | 126,235                      |
| 洲本市    | 13,587                       |
| 芦屋市    | 25,890                       |
| 伊丹市    | 52,588                       |

|           |        |
|-----------|--------|
| 相 生 市     | 8,861  |
| 豊 岡 市     | 24,131 |
| 加 古 川 市   | 71,491 |
| 龍 野 市     | 10,941 |
| 赤穂市及び赤穂郡  | 18,728 |
| 西 脇 市     | 9,846  |
| 宝 塚 市     | 61,397 |
| 三 木 市     | 22,605 |
| 高 砂 市     | 25,702 |
| 川西市及び川辺郡  | 52,251 |
| 小 野 市     | 13,209 |
| 三 田 市     | 29,578 |
| 加 西 市     | 13,050 |
| 篠 山 市     | 12,270 |
| 養 父 市     | 7,641  |
| 丹 波 市     | 18,903 |
| 南 あ わ じ 市 | 14,356 |
| 朝 来 市     | 9,325  |
| 淡 路 市     | 13,741 |
| 宍 粟 市     | 11,788 |
| 加 東 市     | 10,642 |
| 多 可 郡     | 8,530  |
| 加 古 郡     | 17,734 |
| 飾 磨 郡     | 7,408  |
| 神 崎 郡     | 12,549 |
| 揖 保 郡     | 19,965 |
| 佐 用 郡     | 5,639  |
| 美 方 郡     | 10,525 |